

23 豊住第1141号

平成24年1月27日

豊山町国民健康保険運営協議会

会 長 青 山 克 己 様

豊山町長 鈴 木 幸 育

豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）について（諮問）

豊山町国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記事項につき貴協議会の意見を求めます。

記

1 豊山町国民健康保険税条例の一部改正について

豊山町国民健康保険税条例（昭和43年豊山町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に、同条第3項中「13万円」を「14万円」に、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の豊山町国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。